条約

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年九月三日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第九号

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定

日本国及びスペイン（以下「両締約国」という。）は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スペインについては、スペイン民法にいうスペイン国民

(b)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

スペインについては、次条2に掲げる給付に影響を及ぼす法律及び規則

(c)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

スペインについては、労働移民省

(d)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スペインについては、スペインの法令の実施に責任を有する機関

(e)　「保険期間」とは、いずれか一方の締約国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づいて考慮されるその他の期間をいう。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(f)　「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

この協定は、

1　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(b)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c)　国家公務員共済年金

(d)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e)　私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2　スペインについては、次の給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

(a)　退職給付

(b)　労働災害又は職業上の疾病に起因しない永久障害給付

(c)　労働災害及び職業上の疾病に起因しない死亡及び遺族給付

労働災害及び職業上の疾病に起因する給付については、専ら第十一条に定めるところによる。

ただし、(a)から(c)までに掲げる給付には、特別の法令によって認められるスペイン市民戦争又はその結果による犠牲者のための給付を含めない。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条　待遇の平等

前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条　海外への給付の支払

1　一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であって第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民と同一の条件で支給する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　(a)　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b)　(a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

(c)　(a)の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた被用者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。